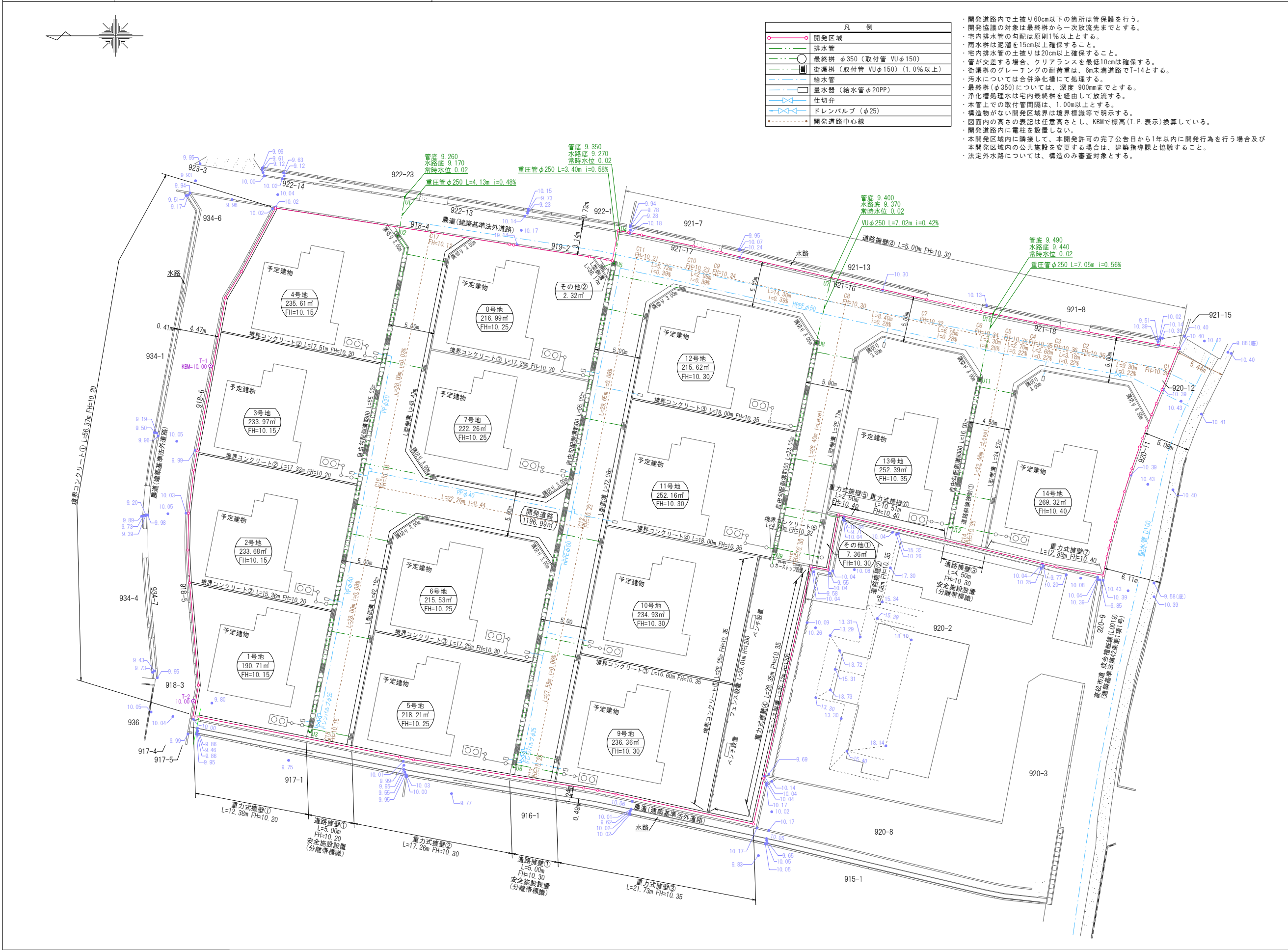


土地の所在
高松市御厨町字下所918-1, 918-2, 919-1, 919-2の一部
920-7, 920-12, 920-13, 921-16の一部, 921-17の一部
921-18の一部, 922-13の一部及び地先水路

土地利用計画図

丈量図と号地が異なるので注意



凡 例	
	開発区域
	排水管
	最終樹 φ350 (取付管 VUφ150)
	街路樹 (取付管 VUφ150) (1.0%以上)
	給水管
	量水器 (給水管φ20PP)
	仕切弁
	ドレンバルブ (φ25)
	開発道路中心線

- ・開発道路内で土被り60cm以下の箇所は管保護を行う。
- ・開発協議の対象は最終樹から一次放流先までとする。
- ・宅内排水管の勾配は原則1%以上とする。
- ・雨水樹は泥溜を15cm以上確保すること。
- ・宅内排水管の土被りは20cm以上確保すること。
- ・管が交差する場合、クリアランスを最低10cmは確保する。
- ・街路樹のグレーチングの耐荷重は、6m未満道路でT-14とする。
- ・汚水については合併浄化槽にて処理する。
- ・最終樹(φ350)については、深度900mmまでとする。
- ・浄化槽処理水は宅内最終樹を経由して放流する。
- ・本管上での取付管間隔は、1.00m以上とする。
- ・構造物がない開発区域境界は境界協議等で明示する。
- ・図面内の高さの表記は任意高とし、KBMで標高(T.P.表示)換算している。
- ・開発道路内に電柱を設置しない。
- ・本開発区域内に隣接して、本開発許可の完了公告日から1年以上に開発行為を行う場合及び本開発区域内の公共施設を変更する場合は、建築指導課と協議すること。
- ・法定外水路については、構造のみ審査対象とする。

開発許可
年 月 日

第 令和

年

月

号 日

申請者

株式会社ロータリーハウス
代表取締役 増元 竜彦

作成者
住所・氏名

高松市川島本町貳八八番地壹
土地家屋調査士 横井 智

縮 尺

1/400